

令和6年度

犬山市次世代自動車導入補助金交付申請の
手引き

令和6年4月

犬山市

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として温室効果ガスの削減を推進するため、次世代自動車の新車購入に対し、補助金を交付するものです。

(リースやレンタルは、補助金の対象外です。また、事業として、リースやレンタルを行うために購入した次世代自動車も対象外です。)

1 補助対象となる車両と補助金額

令和6年度の補助対象となる車両は、自動車検査証の初度登録年月日が令和6年3月1日から令和7年3月31日までの車両。

また、自動車検査証に「自家用」と記載されており、主に犬山市内で使用されるものであること。

※補助は、一年度に1台のみ

○電気自動車

- ・4輪以上の自動車で、自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。(内燃機関を併用しないもの)

※プラグインハイブリッド車は補助対象外です。

- ・補助金額 50,000円

○燃料電池自動車

- ・4輪以上の自動車で、自動車検査証に燃料電池車である旨の記載があるもの。

- ・補助金額

【個人の場合】 100,000円

【事業者の場合】 50,000円

2 補助金の申請ができる方（申請者）

【個人の場合】次のすべてに該当する個人

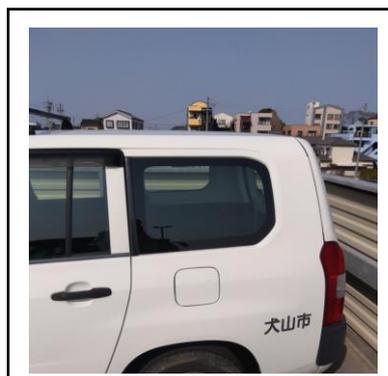
- ・購入した次世代自動車の新規登録をした日より1年以上継続して犬山市に居住しており、申請時においても引き続き犬山市に居住していること。
また、その間も住民基本台帳に記録がされていること。
- ・次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載、登録されていること。
- ・申請者と申請者の属する世帯の構成員のすべての人が、市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ・暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者は、交付対象としない。

【事業者の場合】次のすべてに該当する事業者

- ・購入した次世代自動車の新規登録をした日より1年以上継続して犬山市で事業を行っており、申請時においても引き続き市内で事業を行っていること。
- ・次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載されていること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者は、交付対象としない。
- ・いぬやま環境サポーターに登録をしていること。
- ・補助対象の次世代自動車に事業者名を表示すること。

（わかりやすく見やすい位置に表示し、マグネットなど取り外しできるものは不可）

表示の例



3 補助金申請・請求のながれ

補助金申請・請求のながれは、下記のとおりです。

①犬山市次世代自動車導入補助金交付申請書兼実績報告書の提出（申請者）



②受付・審査（犬山市）

③交付決定兼確定通知書の送付（犬山市）



④補助金交付請求書の提出（申請者）



⑤補助金の支払い（犬山市）

4 補助金の申請

申請ができるのは、一年度につき1台のみで、予算の範囲内で補助金の交付を行い、予算がなくなり次第終了です。

○提出先

犬山市役所 3階

犬山市大字犬山字東畑36番地

経済環境部 環境課

エコアップ担当

○受付期間

令和6年4月1日（月曜日）から令和7年3月31日（月曜日）

※予算が無くなり次第、受付を終了します

※電子申請のURL

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-inuyama-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=69523

5 交付の条件

交付決定するにあたり、この補助金の交付を受けた者には、下記の条件を付けさせていただきます。

○補助対象自動車の使用状況及びその他の事項について確認及び検査等を求めたときは、これに協力すること。

○市長が、必要な資料及び情報等を求めた時は、市長が指定する期日までに提供すること。

○補助の交付を受けた自動車は、新規登録の日から3年間継続して使用すること。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

6 交付の請求

犬山市次世代自動車導入補助金交付決定兼確定通知書（様式第2）が通知された後に、犬山市次世代自動車導入補助金交付請求書（様式第4）を環境課まで退出してください。（窓口又は郵送）

請求書を電子でも送れます。（あいち電子申請システムが利用できます。）

・請求書送付先 URL

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-inuyama-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=69524

7 交付後の車両について

○補助の交付を受けた自動車は、市の承認なしに売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄してはならない。（3年間）

8 補助金の返還

○要綱の規定に反した場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、その他市長が不相当と認めた時は、補助金を返還しなくてはなりません。